

令和7年度第1回 草津市政治倫理審査会 議事録

会議名	令和7年度第1回 草津市政治倫理審査会
開催日時	令和7年12月8日(月) 17時00分から18時20分まで
開催場所	庁議室
議題	議事内容 ◆審査会の運営について ◆審査等の請求の適否および当該請求に係る政治倫理規準等違反の存否について ◆その他
出席者	委員：北村委員、酒屋委員、須藤委員、中谷委員、中山委員、山本委員 事務局：総務部…金森部長、有村総括副部長 総務課…高阪課長、山本係長、酒徳主任、大橋主任 広報課…山本課長、名和川参事
傍聴者	5名
報道機関	3名(京都新聞、中日新聞、読売新聞)

<議事概要>

【1】事務

- (1) 委員長および副委員長の決定
 互選で委員長を須藤委員、副委員長を北村委員に決定(異議なし)
- (2) 審査会の公開の可否および撮影録音の取扱いについて
 審査会については公開、以降の撮影・録音については御遠慮いただくことに決定(異議なし)
- (3) 議事録の取扱いについて
 記録の内容について、次回の審査会で確認し、委員長に署名または押印をいただくことに決定(異議なし)
- (4) 草津市長の政治倫理に関する条例施行規則第6条の該当者について
 該当なし

【2】審査会の運営について

事務局にて、審査等請求に係る事務の流れについて資料に基づき説明

【3】審査等の請求の適否および当該請求に係る政治倫理規準等違反の存否について

- (1) 事案概要について
 事務局にて、事案概要について資料に基づき説明
- (2) 審議について
 委員：まず、これが果たして草津市政治倫理条例第3条第1項第1号に該当するかどうかという問題がある。それは事実の確認をしてからでないと判断できないのか、あるいは事実の確認をすることがそもそも困難な問題

であるのかということがある。この案件は、いじめ問題やハラスメント問題に近い。大学でもハラスメント委員会というのがあるが、被害者本人からの申し立てでないと、ハラスメントというのは受け付けないものとなっている。被害者の意向に反してその事柄を取り上げると被害者がさらに傷ついていくので、被害者本人の意向抜きにして物事を取り上げることができないという特性がある。この問題を政治倫理の問題として取り上げるべきなのかどうかという点を、皆様方に御意見を伺い判断したい。この案件の被害者は、暴くのはやめてほしいと嫌がってらっしゃるので、本人に事情をお伺いすることも難しいのではないかなと思う。とはいえ、加害者側からの一方的な主張を聞いても問題の解明にはならないので、どういう風に審議を進めていったらよいのかという点で皆様方の御意見を伺いたい。

委員：受理して動き出してしまっているのに、被害者、加害者両者の意向を聞かずには進めようがないのではないかな。

委員：必ずしもそうではないと思う。重要な問題だが、本審査会で扱う事案ではないという判断は当然あり得ると思う。

委員：これは受理せざるを得ない案件である。署名が200人以上あるので、審査会に付議しないということとはできない。ただ、これが条例第3条第1項第1号に該当するかどうかというのは、また別の話である。

委員：どういった場所で発言されたのかは、今は不明ということか。

委員：一応わかっている。この文章を読んでいる限り、多分議場の近くで、ということだと思う。ただ、職員と話をされていて、周りにたくさん人がおられるような、市民の方がおられるような場所なのかというと多分違うと思う。先ほど須藤先生がおっしゃったように、大学などでも基本は被害者本人が言ってくるものなのだが、例外もひとつだけある。例えば、その発言が他の人まで傷つけるようなことなのであれば、多くの人にとっても環境的に被害を受けてしまう。こういう場合、大学は受け付ける。しかし、これは果たしてそうなのかということも含めて考えないといけない。

事務局：事実かどうかは別として、内容としては資料3の4ページの1行目から書かれている。

委員：事務局にお尋ねしますが、この場所はこのフロアのどこかの部屋なのか。

事務局：議会事務局がこの会議室の隣である。

委員：議会事務局のスペースはどのくらいの大きさか。

事務局：この会議室くらいはある。議会事務局の執務室という形である。

委員：一般の方も立ち入ることがあるスペースか。

事務局：一般の方も立ち入ることはできるが、ほとんど来られないと思われる。

委員：加害者と被害者の間では和解があって、本人たちの間では解決した問題なのか。

事務局：4ページの7行目に記載がある。被害者が謝罪を受け入れたということである。事務局としては、正式には特にまだ調査はさせていただいてないような状況であるため、ここに書かれている審査請求書が全てということである。

ある。

委員：被害議員に対してだけ謝罪はされたということか。

事務局：ここに書かれている限りではそうである。

委員：ハラスメントという意味ではその場にいた他の方たちも被害者というのではないか。不快な思いをしていたのではないかなと思う。もし事実だとしたら、不快な思いをされたということで、広い意味でも被害者に含まれてしまうのではないかなと思う。現在被害者は、その被害議員以外の方は判明していないということか。

事務局：ここに書かれている範囲で特に氏名までは書かれていないため、必要に応じて、これから御指示いただければ、次回に向けて調査させていただくような形になる。

委員：これを見る限りでは実態が分からないため、まずは把握したい。

委員：今委員がおっしゃった通り、これは請求者が確認しただけのことで、事務局が確認したわけではない。事実関係を事務局の方でこの通りなのか確認していただくということは可能か。

事務局：事務局で聴取させていただいたり、何か書いていただいたり、もしくはこの次の審査会の場で聴取いただく、そういうことが方法としてはある。

委員：まず、加害者側の話を聞くかどうかということになるが、どうか。

委員：少なくとも和解しているかどうかは知りたい。また、周りの方が不快と思っていたかどうか（環境型かどうか）を知りたい。それがあれば、とりあえず判断の方向性は見えるのではないかなと思う。本題はここで扱うかということなのか。別の民事でお考えいただく話なのかも知れない。公人であっても、私的なことであった可能性がある。

委員：ここで扱わないとなった場合は、草津市民は加害者の方が他の場で直接発信しない限り何も情報は得られないのか。

委員：いや、民事でお考えいただくということである。

委員：この場合以外で草津市民が真実を知りたいとしても他の手段はないのか。

委員：個人の問題なので、全市民に向けて発信するというのはちょっと違うかもしれない。ただ、議員の倫理の問題や、人権意識や、そういう問題があるということであれば、また別のアプローチの仕方があると思う。

委員：品位と名誉を損なうような行為であるとなったとしても、それに対する対応で過去に行ったものは、研修を受けてもらうくらいしかない。寄付に関するものなどは、公職選挙法の理解が足りないのもそういう行動になってしまったということで、議員として足りないものを補ってもらうために、研修を受けてくださいというのを議会全体に対して求めたというものがあつた。今回の場合、この委員会として結論を議会に戻すとしたら、謝罪はしているし、市民に対して謝罪するというのもちょっとおかしな話である。市役所職員の間でこういった事件が発生した場合には、職員たちはどのように解決しているのか。

事務局：ハラスメントの相談窓口があるので、そこに被害を受けた職員が相談する形である。

委員：加害者に対してはどのようなことをされるのか。文書で戒告か。

事務局：ケースバイケースなので、内容によって当然変わる。通常、こういう話をされたぐらいであれば、口頭注意や文書注意という形になるのかなど。ただ内容がもう少し重大になると当然懲戒ということもある。ただ中身によるので一概に何とも言えない。

委員：ただ今回は被害者の方がおっしゃっているわけではない。市民の方がおっしゃっているということなので、少しそこは違うのかなど。入口がそもそも違う。今回の件は大変重要な問題だとは思う一方で、政治倫理審査委員会の場で扱うものなのかというのはある。

委員：被害者の方をさらに傷つけるようなことは避けたい。議員がこういった発言をするというのを許してはいけないのは確かである。まずは、調査に入るというのは理解いただけるか。どういう結論になるかは別として、この請求書の通りなのかどうかという質問と、当事者がどのように考えていらっしゃるのかというのを聞き取りするという方向でいかがか。

委員：聞き取りというのが、来ていただいて、ここで顔をさらしてお話しただくのが適切かどうかというのはあると思う。私個人としては先ほどあったように、本人たちの中で謝罪があり、それを受け入れたという事実があるのかどうかだけを聞くというので良いのではないかと思う。つまり、ここに来ていただいて、何時何分にどういうことがありましたかという取り調べのようなことをするのではなく、本当に和解があったのかを聞くところから始めるのが良いのではないかと思う。

委員：前提を把握したいので場面と当事者とどういう発言があったかは最低限聞いた方が良くと思う。

委員：その場にいた職員にお話を聞くというのはできるか。被害者ではなく、客観的に説明できる方の話を聞くというのはいかがか。

事務局：ここには氏名が書かれていないので、西村議員や事務局職員に対し聞かせていただくことになるがよろしいか。

委員：議会事務局の職員にヒアリングをして、事実関係を確認するところから始めるのが良いかもしれない。

委員：記名ありで聞くか、匿名で聞くか。議員に気を遣う職員もいらっしゃる中で、名前を出して答えるというのはハードルが高いのではないか。フワッとされた答えしか出て来ないのではないか。

委員：審査会宛の封筒をつけておいて全員にアンケートを行うのが良いかもしれない。

委員：それでは、無記名でアンケートに答えていただくという形にするというのでいかがか。

委員：ただ、無記名にしてしまうと、もう一步突っ込んで聞きたいとなった時に誰が書いたのかわからない。

委員：その時に来ていただくのは局長ではないのか。

委員：それでは、まずその場にいた方々に聞いてみるというのでどうか。西村議員本人には聞くか。

委員：今に至るまで本人からの発信はないのか。

事務局：新聞に少し記事が出たのでそこでコメントはされている。

委員：これについて議会で問題になることはないのか。議会の対応というのはいいか。

事務局：議会事務局に確認する。

委員：9月26日の会派代表者会議で政治倫理審査会への審査請求の提案が却下されている。当時の議事録みたいなものが残っていただきたい。

事務局：代表者会議自体は議事録を作られているはずなので、確認をさせていただく。

委員：議会にハラスメント研修はあるのか。

事務局：確認する。色々な研修をされており、人権研修はされているが、ハラスメント研修はあるのか確認する。

委員：まず、議会事務局に対してこの事件が発生した様子をアンケート形式で確認してほしい。当事者以外の職員はいたのかどうか。何人ぐらいいたのか。どういう状況だったのかというのを確認していただきたい。事実関係はとにかく確認していただきたい。当事者間で謝罪があって、双方共にそれで終わっているのだという確認はどうするか。本人に聞くしかないだろうか。

委員：加害者、被害者双方に聞くのが良いと思う。

委員：ここには名前がないが被害者は誰か分かっているのか。

事務局：確認しないと分からない。

委員：この政治倫理審査会に対して申し立てがあったことを、被害者はどのように受け止めているのかを知りたいのだが、それはどうやって確認するか。本人にお尋ねするしかないか。

委員：民事の調査をする時は、被害者が調査をして欲しくないと言っている、調査をする場合というのはいくらでもある。聞いてみないと分からないが、名前を出していただいたり直接来ていただいたりしなくても、書面でのやり取りで足りると思う。

委員：書面の方が良さそうである。議会事務局に事実関係を確認して、被害者の方がどの議員だったのかというのを特定した上で、お手紙やお電話を差し上げて、こちらの方からお話を伺ってもいいかどうか、接触を図った方が良いのではないかと思う。

事務局：次回以降の想定もしていただかないといけない。もしも被害者がシャットアウトしたとしたらそこまでになるが、それでよろしいか。

委員：本人が嫌だとおっしゃっている以上は仕方がない。

事務局：先ほどおっしゃったように、まずはこの発言が、事実かどうかという確認をさせていただくのがひとつ。そして議会事務局の方でどういう状態だったのかという確認をさせていただくのがひとつ。そして被害者の方に発言ができるか聞くという3点が上がっているかと思うがよろしいか。

委員：そうである。とにかく当事者間で和解が行われているかどうかというのを確認していただきたい。

事務局：その確認としては、何月、どこの場所で、誰が、どういった発言があったかと、和解があったかどうかでよろしいか。

委員：会派代表者会議で却下されたときの議事録もお願いしたい。あとは、その後、草津市民の代表としてどのように取り組んだかというのは、正しい行動をとっていたのであれば、その後の行動は正しかったという風に判断できる。草津市民とその子供たちが納得できるようなやり方をしていたのであれば、それなりに考慮すべきなのではないかと思う。

委員：加害者がどのように対応したのかというのを確認いただくことはできるか。結局この政治倫理審査会上がってきて品位を損なうような発言があったということを確認したとして、では政治倫理審査会は何をしますかとなった場合に、研修を受けてもらうしかない。西村議員の人権意識を変えていただく、あるいは議員の皆様こういうことは2度とあってはいけないということを御理解いただく。こういう発言は、そもそも認められないのだというのを御理解いただくしかない。西村議員に御出席いただくというのはどうか。被害者の方に来ていただくのは難しいとしても、西村議員の御出席を求めるかというのをお諮りしたい。

委員：聞くとしても先に目撃証言などを聞いてからでないと、いきなり来てもらったら発言力がありすぎると思う。

委員：双方の話を聞かないといけないのに、一方的に加害者側と話をするというのは、おかしな話である。事実確認が先である。客観的に判断できる議会事務局の方々にお話を伺っていただけけるか。

事務局：では次回は議員の方、職員の出席自体はなしで、事務局の方で調査させていただいた結果を報告させていただく形でよろしいか。

各委員：異議なし

委員：まずは議会事務局として、何月何日にこういうことがありましたという事実関係を報告いただく。それとは別に、そこにいらした方の無記名のアンケートをするというのでよろしいか。

各委員：異議なし

事務局：アンケートには何を書いていただくのか。

委員：目撃したことがあるのか、目撃したのであれば何を目撃したのか、どういう状況だったのか、その事実確認と受け止めの確認はすべきかと思う。

事務局：先ほどおっしゃったのは、議会事務局として何かまとめてもらうような感じであったので、事実関係はそれでまず確認するのと思ったのだが、そうではないということか。それはそれで確認した上で、その場にいたのかいなかったのか等のアンケートを全員に出すのか。そのあたりを決めていただきたい。

委員：各職員に無記名で書いてもらう方がありのままが上がってきやすいと思う。みんなで話を合わせてここはもうなかったことにしようみたいなことがあると思うので。

事務局：もう一度確認だが、加害者の方へのアプローチはなしということではよろしいか。

委員：事実関係を把握してからでないとお話をそもそも聞けないので、加害者の方に聞くのは次回はなしで。

委員：もしくは何回も集まるのが大変であれば、アンケート集めの期限を切つて、それを委員長、副委員長に確認いただいて、西村議員を次回の審議会に呼ぶかという判断をしていただき、それは一任させていただいてもよいかと思う。

委員：議会事務局の職員は何人いるのか。

事務局：8名くらいである。

委員：それでは8名の方に無記名のアンケートをとり、議会事務局ではなく、この政治倫理審査会の事務局で事実関係を確定していただけるか。

事務局：議会事務局にまとめてもらったりはしないということか。

委員：1人1人にアンケートと一緒に、糊付けできる封筒も配って、政倫審の事務局宛の封筒を添えて配ってもらう。

委員：普段接する議員に関することを書かないといけないというので、プレッシャーもあるかもしれない。先ほど委員がおっしゃった通り配慮した方がよいと思う。

事務局：今おっしゃったような内容の簡単なアンケート案を作るので、委員長、副委員長に見ていただき、その内容で良いのか、修正が入るのか、そのあたりを確認させていただくということによろしいか。

各委員：異議なし

事務局：先ほど、次回は加害者の方も被害者の方も呼ばないという話であったが、アンケート結果を委員長、副委員長に確認していただいて、必要ならば次回呼ぶこともできるが、どうするか。次回は委員会でこういった文書が来ましたというのを皆様にお示しさせていただくという形で委員会を開かせていただくのでよろしいか。

委員：事実確認し、当事者の方々にどのようにアプローチするかというのを考えたいと思う。

事務局：当事者の方へのアプローチについて、西村議員については次回はなし、被害に遭われた議員については事務局へのアンケート結果を受けて、この被害に遭われた議員がどなたか特定し、その上で、次回の審査会までに事実の確認もするというのでよろしいか。

委員：それで良い。被害議員にお便りを出し、政治倫理審査会に案件が上がってきていますというので接触を図った方がよい。2回目の会議のときに、当事者の方がこのようにおっしゃっています、今後どうしますか、今後どのように会議を運営しますか、という話をした方がよいと思う。

委員：次の選挙はまだ先か。

事務局：令和9年である。議会事務局の職員についても、当時は3月で、その後人事異動があった。聞かせていただくのは当時の議会事務局職員という形でさせていただく。

委員：それでは事務局と私どもで連絡を取り、事実の確定に努めたいと思う。2回目の会議のときには、事実関係は明らかで、当事者にどのようにア

アプローチするか、どのような方向性で問題の解決を図るかいうところまで持って行きたい。

事務局：今回は、とりあえず事実確認だけさせていただいて、先ほどおっしゃっていたようなアプローチはしないとおっしゃっていた。被害者の方に連絡をしないという話もあったが。

委員：ここに直接呼んで私たちから質問するというのではない。

事務局：アンケート結果で、一旦の御報告を委員長、副委員長にさせていただき、次の審査会までに、被害に遭った方と西村議員に電話するかを御相談させていただくということで、よろしいか。

各委員：異議なし

【4】閉会

(1) 資料の持ち帰り禁止および報道の仕方（被害者への配慮）についてアナウンス

令和7年12月8日開催の第1回草津市政治倫理審査会の会議録は上記のとおりである。

草津市政治倫理審査会委員長

須藤陽子